

町内小・中学校の保護者の皆様にお願い

津波注意報以上が発表された場合

引き渡しを行う際の 三つの条件

①場所 学校、あらかじめ指定された高台などの避難場所

②安全が確認できた場合

- ・津波注意報が解除された場合
- ・津波注意報・警報が発表中でも帰路の道路状況の安全について教育委員会が確認できたとき ※浸水域は除く

③引き渡す相手

保護者等、引渡者の確認ができた場合に校長の判断で引き渡す

- ・引受者と児童生徒本人との間柄が確認できた場合
- ・学校以外の避難場所では、校長の指示を受けた学校教職員が引受者と本人との間柄を確認できた場合

1 学校にいる場合は、

- (1) 児童・生徒は学校（または避難場所）で待機しています。
- (2) 教育委員会と校長が協議の上判断し、津波注意報以上が解除されなくとも、安全が確認された段階で、保護者（またはそれに代わる方）へ引き渡します。

2 自宅・バス停等にいる場合や 通学途中（徒歩・自転車等）の場合は、

- (1) 学校等から連絡がなくとも、自宅待機（避難）させてください。
- (2) 通学途中の場合は、安全な場所（高台）に避難させてください。また、学校が近い場合はそのまま登校させてください。
※可能な範囲で、安否・所在・連絡先等を学校にお知らせください。
※各校で経路ごとに安全な避難場所を指導しています。
- (3) 午前6時30分の時点で、津波警報が解除されない場合には、「臨時休業」とします（学校のメールでもお知らせします）。
- (4) 午前6時30分の時点で、津波注意報が解除されなくとも、教育委員会と校長が協議の上、安全であり、登校可能と判断した場合は、メールでお知らせします。

3 スクールバス等に乗車中の場合は、

- (1) 学校へ戻ったり、あらかじめ指定された高台へ避難したりします。
- (2) 運転手は、避難場所と児童生徒名を学校へ報告します。
- (3) 学校が児童生徒の安否を把握・確認した後、保護者へメール配信（または電話連絡）をします。
※乗合バスに乗車中の場合は、乗務員の指示に従って避難します。

大雨・土砂災害警報が発表された場合

- (1) レベル5の特別警報や、レベル4の危険警報が発表され、午前6時30分の時点で解除されない場合には、該当する地区の学校を「臨時休業」とします。
- (2) レベル3（大雨警報・土砂災害警報）が発表された場合であっても、時間や状況によっては、「臨時休業」となることがあります。
※「臨時休業」の場合は、学校からメールでお知らせします。
※町の防災行政無線の情報に御注意ください。